

一般社団法人東京都ノルディック・ウォーク連盟 定款

第1章 総 則

第1条 当法人は、一般社団法人東京都ノルディック・ウォーク連盟（以下、「本連盟」という）と称する。

2 本連盟の英文名称は、Tokyo Nordic-Walk League（略称「TNWL」という）とする。

第2条 本連盟は主たる事務所を東京都江戸川区中葛西2丁目17番8号 HEALTH CONSULTING INC.内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟（以下「JNWL」という）の下部組織として、以下のとおり、総ての人々に有益なノルディック・ウォークの普及推進と技術研究・啓発することを目的とする。

- (1)高齢者を中心とした健康増進・福祉的活動
- (2)サラリーマン等の成人を対象とした生活習慣病予防活動
- (3)子供の運動不足解消のための歩育活動
- (4)成人女性を中心としたボディリメイクと良質なダイエットの実践
- (5)あらゆるスポーツ選手のトレーニング及び故障時のリハビリテーションへの活用
- (6)心身に負担を有する人もノルディック・ウォークの恩恵を享受できるように支援・指導を行う

第4条 本連盟は、第3条の目的遂行のために次の事業を行う。

- (1)体験会や定期的な教室、地域大会等の積極的な実施
- (2)JNWL 公認指導員、オピニオンリーダー等指導者の育成
- (3)公認指導員の普及活動支援
- (4)普及活動につながる大会、各種イベントへの共催、後援、協力等としての参画
- (5)関連商品を販売及び、そのための情報発信
- (6)指導員のスキルアップのための講習会の実施
- (7)前各号に付帯又は関連する事業

第3章 会員及び会費

第5条 本連盟は、次の各号に定める会員をもって構成する。

- (1)正会員 JNWL 公認指導員の資格を有する者で、本連盟の目的に賛同して入会した者
- (2)一般会員 JNWL 公認指導員の資格を有しない者で、本連盟の目的に賛同して入会した者
- (3)団体会員 本連盟に加盟する地域団体およびその会員
- (4)賛助会員 賛助会員として、普及活動に積極的に従事していると理事会で承認した者
- (5)名誉会員 本連盟に特に功労があり、総会の議決をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第6条 本連盟に納入する会費は別に定める。

第7条 本連盟に加盟した会員には会員証、地域団体会員には団体会員証を発行する。

第8条 本連盟の正会員、一般会員、賛助会員になろうとする者は、入会届を提出して申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 本連盟に加盟しようとする地域団体は、入会届および所属会員内訳、事業計画書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1)退会

(2)本連盟の解散、または加盟団体の解散

(3)除名

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て代表理事がこれを除名することができる。

(1)本連盟会費を滞納したとき

(2)本連盟の規定に違反したとき

(3)本連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に反する行為があったとき

第4章 社員総会

第12条 総会は、毎年1回会計年度終了後代表理事が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、および正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあるときは、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面（E-mailを含む）または会報をもって通知する。

第13条 総会は、正会員により構成する。

2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 総会の決議は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員総数の2分の1以上であって、正会員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

第14条 次の事項は総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1)貸借対照表及び、損益計算書並びにこれらの付属明細書

(2)重要な組織運営事項その他、理事会が必要と認めた事項

(3)役員を選任及び解任についての事項

第15条 総会の議事録は、議長が作成し、議長より指名された出席者代表2名の署名押印の上、これを保存する。

第5章 役員等

第16条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1)代表理事 1名
- (2)理事 3名以上15名以内
- (3)監事 1名

第17条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1)代表理事 本連盟を代表し、本連盟の総務を執行する
- (2)理事 理事会を構成し、本連盟の運営に必要な事項及び予算、決算を審議する
- (3)監事 毎事業年度の会計を監査し、理事の執行に関する監査を行い、理事会に報告する

第18条 役員は正会員から推挙し、理事会の承認を得ることで選任するものとする。

第19条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員の仕事は、前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、本連盟の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合にはその任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。
- 5 役員は無給とする。ただし理事会が必要と認めた場合はこの限りではない。

第20条 東京都において唯一JNWLを代表する組織として、総括的且つ専門的な提言・助言をする会長及び名誉会長並びに顧問を置くことができる。

- 2 会長及び名誉会長、顧問は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。
- 3 会長及び名誉会長、顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるができる。
- 4 会長及び名誉会長、顧問は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

第21条 本連盟に理事会を置く

第22条 理事会の開催は、各号に定めるとおりとする。

- (1)理事会は、理事をもって構成し、代表理事が適宜これを招集する。
- (2)理事会は、理事の過半数出席をもって成立し、本連盟の運営に必要な事項を審議し、決定する。
- (3)理事会の議事は、本規定に別段の定めがある場合を除くほかは、出席理事の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4)理事会における議長は代表理事がこれにあたる。
- (5)監事は理事会に出席し、意見を述べるができる。

第23条 理事会の議事録は、議長が作成し、議長より指名された出席者代表2名の署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産および会計

第24条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1)会費
- (2)事業に伴う収入
- (3)寄付金品
- (4)基金
- (5)その他の収入

第25条 本連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎事業年度開始前に編成し、理事会の議決を経て、直近の総会において報告するものとする。

第26条 本連盟の収支決算は、毎事業年度終了後2カ月以内に作成し、事業報告書および会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けなければならない。

第27条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第28条 本連盟は、監事による会計監査を受けなければならない。

第29条 本連盟は、剰余金の分配を行わない。

第8章 基金

第30条 本連盟は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

第31条 基金の拠出者は、本連盟が解散するまではその返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本連盟は、定時社員総会における決議に基づき、基金の全部又は、一部を返還することができる。

第32条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が定めたところに従って行う。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

第33条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第34条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 公告

第35条 この法人の公告は、電子公告によりおこなう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

第36条 本連盟の最初の事業年度は、本連盟の設立の日から平成30年3月31日までとする。

第37条 本連盟の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 芝田竜文、大方ことみ、大方孝、工藤尚一、鈴木薫、田名後ひとみ、
中島輝明、久松喬、吉田眞由美

設立時代表理事 芝田竜文

設立時監事 粕淵清七

第 38 条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住所 東京都江戸川区中葛西 7 丁目 6 番 8-701 号

設立時社員 芝 田 竜 文

住所 東京都練馬区関町東 1 丁目 25 番 10 号

設立時社員 大 方 ことみ

住所 東京都練馬区関町東 1 丁目 25 番 10 号

設立時社員 大 方 孝

住所 東京都江戸川区篠崎町 3 丁目 17 番 9 号

設立時社員 粕 淵 清 七

住所 東京都西東京市南町 5 丁目 5 番 6-801 号

設立時社員 工 藤 尚 一

住所 東京都新宿区中落合 3 丁目 9 番 10 号

設立時社員 鈴 木 薫

住所 東京都江戸川区西葛西 3 丁目 21 番 7 号 第 2 田中ハイツ 301

設立時社員 田名後 ひとみ

住所 東京都八王子市狭間町 1758 番地 ワコーレ高尾 106 号

設立時社員 中 島 輝 明

住所 東京都武蔵野市西久保 3 丁目 13 番 8 号

設立時社員 久 松 喬

住所 東京都八王子市子安町 4 丁目 7 番 1-2601 号

設立時社員 吉 田 眞由美

第 39 条 本定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(付則)

1 本定款は、本連盟の設立の日から施行する。

以上、一般社団法人東京都ノルディック・ウォーク連盟設立のため、設立時社員芝田竜文外 9 名は、この定款を作成し、以下に記名押印する。

設立時社員 芝 田 竜 文

設立時社員 大 方 ことみ

設立時社員 大 方 孝

設立時社員 粕 淵 清 七

設立時社員 工 藤 尚 一

設立時社員 鈴 木 薫

設立時社員 田名後 ひとみ

設立時社員 中 島 輝 明

設立時社員 久 松 喬

設立時社員 吉 田 眞由美